

## 第11回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年4月26日(木) 午後3時30分から午後5時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人  
会長 7番 中井 悟  
会長職務代理 13番 西元 道啓  
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝  
3番 安田 伸二 5番 向山 博  
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆  
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一  
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二  
14番 高山 重人 15番 親谷 隆  
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
  - 第1 会議録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定について
  - 第3 諸報告について
  - 第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 第5 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第6 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 第7 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 第8 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第9 農地地区域の変更について
  - 第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 第11 山麓地区農業委員会協議会通常総会並びに研修会について
  - 第12 後志地方農業委員会連合会通常総会について
  - 第13 地区別農業委員会会長・事務局長会議について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉  
農地係長 福岡 直樹

## 7 会議の概要

議長

ただいまの出席委員は、15名です。定足数に達しておりますので、これから第11回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、8番山田委員と9番岩間委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第10回の総会以降の諸般について、報告いたします。

- ・山麓地区農業委員会協議会通常総会及び研修会
- ・農事組合長会議
- ・後志地区農業委員会連合会通常総会並びに地区別会長・事務局長会議
- ・育苗施設安全祈願
- ・育苗施設出荷初日激励訪問
- ・蘭越ふるさと振興会総会

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1について、上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があ

ったので、受理の可否について、議決を求める。

平成30年4月26日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番ですが、議案第5号にも関わる案件であり、解約が必要であったため、告示後追加したものです。また、報告第1号でも説明いたしますが、〇〇〇さんから相続登記が完了した旨の報告を受けたことにも関わる案件でありますので申し添えます。貸主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外1筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成23年8月31日から平成26年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成30年4月19日、土地引渡の日は平成30年4月26日です。解約の理由は、離農するため解約するものです。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

5番  
(向山委員)

NO1の件です。内容については事務局説明のとおりです。場所は〇〇〇さんの向かい〇〇〇さん自宅の真裏にあたります。後で議案にも出てきますので、よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議 長

議案第1号は、原案のとおり受理することとします。  
日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。  
NO1について、上程します。事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成30年4月26日提出。蘭越町農業委員

会長名。

貸主は字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外1筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は営農が困難なため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から平成35年4月25日までの5年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、営農が困難なため、耕作できない農地を借受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

8番  
(山田委員)

NO1の〇〇さんと〇〇さんの件です。内容については事務局説明の通りです。これには、単10aあたり〇〇〇円と書いてあるが〇〇〇円です。場所的には、〇〇線でございます道道の、場所的には〇〇集会所があります、集会所からまっすぐ山に向かって行ったら〇〇さん宅がございます、その部分です。よろしくお願い致します。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。  
本案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議 長

議案第2号は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

続きまして、日程第6、議案第3号 農地法第4条の規定によ

る許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成30年4月26日提出、蘭越町農業委員長名。

申請人は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇、田で〇〇〇㎡、申請理由は農業用倉庫、2棟を建築するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、農用地区域内農地です。判断理由としては、農業振興地域整備計画における農用地区域内の一角に位置する農業用施設農地です。規模拡大等により、既存倉庫が手狭なため建築するものであり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、北海道農業会議への諮問につきましては、転用目的が農業用施設である場合は諮問の対象から除外できることとなっておりますので申し添えます。よろしくご審議の程お願いいたします

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

13番  
(西元委員)

申請理由につきましては事務局で説明したとおりです。場所に関しましては、〇〇〇さんの住宅の道路を挟んだ反対側で〇〇〇さんが隣に住んでいる中間に位置するところです。

よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、原案のとおり決定し、許可することとします。続きまして、日程第7、議案第4号 農地法第5条の規定によ

る許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成30年4月26日提出、蘭越町農業委員長名。

申請者は貸主が〇〇〇番地〇の〇〇〇さん、借主が〇〇・〇〇・〇〇・〇〇 特定建設工事共同企業体 〇〇作業所長 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇、現況は田、面積は〇〇〇㎡、農地区分は、農用地区域内の第2種農地、権利の種類は賃貸借、賃借料は〇〇〇円です。申請理由は、〇〇〇工事のための基点となる事務所及び宿舍他用地として使用するため、一時転用するものであります。

この案件につきましては、2月13日の総会で農用地区域の変更について、異議がない旨、町へ通知し、また、2月26日の総会で農地法第5条の規定による許可について、許可相当である旨、北海道農業会議へ諮問しておりました。

この度、3月20日付けで北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答があり、また、4月25日に農用地区域の変更に係る決定公告が終了した経過にあります。

よって、今回の総会で許可の可否について、議決を求めることとなりますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

2番  
(近藤委員)

NO1について、ご説明いたします。

申請理由につきましては、事務局の説明のとおり。〇〇〇による宿舍を建てるということで、一時転用であります。場所は、〇〇〇裏の〇〇〇の〇〇〇工事の事務所の真向かいになります。よろしく申し上げます。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番  
(西元委員)

説明のところに譲渡価格、賃借料と一番最後の所にあるのですが、〇〇〇円と表記されているが、これは一時転用している間の期間中の総額と理解してよろしいのですか。もしよければ、年数の方も教えてください。

事務局  
(谷口局長)

そのとおりです。一時転用している間、8年間でありまして、8年間期間中の賃借料ということで、坪あたり〇〇円と聞いております。以上でございます。

議 長

よろしいでしょうか。他にありませんでしょうか。

全委員

ありません。

議 長

それでは、質疑なしと認めます。  
本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、原案のとおり決定し、許可することとします。  
続きまして、日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1からNO3について、一括、上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成30年4月26日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番ですが、報告第1号でも説明いたしますが、〇〇〇さんから相続登記が完了した旨の報告を受けたことに伴っての案件でありますので申し添えます。

利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外2筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年9月1日、対価の支払期限は平成30年8月31日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇さん宅より上が共済水張面積価格で〇〇〇円、〇〇〇さん宅から下が共済水張面積価格で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査

書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年5月8日から平成31年5月7日までの1年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、河川敷地部分を除く地籍面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外2筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年5月8日から平成31年4月5日までの約1年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、河川敷地部分を除く地籍面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。



議 長

NO1からNO3について、順次、担当委員の補足説明願います。

5番  
(向山委員)

NO1について、先ほど1号案件の解約になったところと、道路沿い〇〇さんが作っていました、それで面積が増えております。内容は、事務局の説明のとおりです。よろしくお願ひします。

1番  
(天水委員)

NO2について、〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですけれども、事務局の説明のとおりです。今までの契約の更新です。場所は、〇〇より山側の土地です。よろしくお願ひします。

3番  
(安田委員)

NO3について説明いたします。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所は国道5号線より〇〇〇線、〇〇に向かひまして、踏切の手前、右側にある土地でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。  
本案は、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第5号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

続きまして、日程第9、議案第6号 農用地区の変更についてを議題とします。

NO1について、上程します。事務局から説明願ひます。

事務局  
(福岡係長)

議案第6号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。平成30年4月26日提出。蘭越町農業委員会会長名。

今回協議があったのは、変更が1件です。申請者は〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇、現況は田、面積は〇〇〇㎡です。農業用倉庫建築及び資材置場とする予定のための用途変更であります。場所

は〇〇さんの住宅の横にある土地です。  
よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 NO 1 について、担当委員の補足説明を願います。

1 3 番 (西元委員) 議案第 6 号、NO 1 の件ですけども、申請事由に関しましては事務局が言ったとおりでございます。場所に関しては、〇〇〇さんの住居に町道から〇〇〇さんの家の方に向かって行って右側住宅手前の農地になります。この航空写真でも解るとおりに、建物立っている周りすべて農地で、変更して倉庫がほしい場合ここにしか建てられないということなので、よろしくお願ひします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。  
本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第 6 号は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程第 1 0、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から報告願ひます。

事務局 (福岡係長) 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、平成 3 0 年 4 月 2 6 日提出、蘭越町農業委員会会長名。

平成 3 0 年 4 月 1 7 日付けで、字〇〇〇さんから 字〇〇〇番〇外 1 筆の土地を 〇〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありました。

平成 3 0 年 4 月 1 9 日付けで、字〇〇〇番地 〇〇〇さんから 字〇〇〇番〇外 2 筆の土地を 〇〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありました。

議 長 続きまして、日程第 1 1、報告第 2 号 山麓地区農業委員会協議会通常総会並びに研修会について、伊藤委員から報告願ひます。

(伊藤委員)

報告第2号 4月5日から6日に洞爺湖町の洞爺観光ホテルで開催されました、山麓地区農業委員会協議会の総会と研修会について報告いたします。

今年度は洞爺湖町におきまして、1泊2日の日程で開催された訳ではありますが、開催場所については、事務局で事前に各町村の要望を把握した上で、結果的に農業委員間の親睦を深める意味でも1泊2日の日程で開催すべきとの結論に達し、洞爺湖温泉で開催された経過にあるとのことでありました。

出席は、中井会長と西元代理、杉本委員、坂野委員、吉田委員、谷口局長と私の計7名で出席しております。総会の中では、平成29年度の事業報告、収支決算、監査報告をそれぞれ承認いただき、30年度事業計画案と収支予算案についても、それぞれ可決されております。今年度の研修会については、倶知安町で行われるとのことで開催時期は8月中旬頃を予定しているということでもあります。

引き続き研修会が開催され、北海道農業会議の乾(いぬい)事務局次長をお招きし、「最近の農業情勢と農地法等の改正について」説明いただきました。TPP等をめぐる国内外の情勢や農業経営基盤強化法及び農地法の改正点についての内容であり、主に「相続未登記農地の取扱い」と「農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにする場合の農地転用許可の取扱い」について説明を受けました。その時の資料を本日、皆さんに配付しておりますので、後ほど、局長の方から説明があります。

研修会終了後、参加者55名によりまして意見交換会が行われ、終了しておりますのでご報告いたします。

議 長

続きまして、日程第12、報告第3号 後志地方農業委員会連合会通常総会について事務局から報告願います。

事務局  
(谷口局長)

報告第3号 4月11日に倶知安町で後志地方農業委員会連合会通常総会が開催されまして、会長と共に出席してまいりました。午前中井会長(監事)が平成29年度の決算監査を行い、その後役員会が開催され、議案の審議を行っております。

総会の中では、冒頭で人事異動に伴う事務局長の変更報告と紹介があり、この度は18市町村中12市町村もの事務局長が変更となる大型異動となっております。議事の審議については平成2

9年度の事業報告、収支決算、発展強化基金の積立状況が承認されております。その後、発展強化基金の処分が提案され、29万円を繰入れ、残額の28万円をそのまま積み立てるということで可決されまして、平成30年度の事業計画案と収支予算案についても可決をされたところでございます。

また、その他の案件として5月29から30日に北海道選出国會議員への要請活動と全国会長大会が開催されますが、例年、北海道4区の代議士との意見交換会を行っており、今年度は自民党の中村代議士と立憲民主党の本多代議士の両者をお招きし、開催することについても確認されましたので報告いたします。

議 長

続きますは、日程第13、報告第4号 地区別農業委員会会長・事務局長会議について事務局から報告願います。

事務局  
(谷口局長)

報告第4号 後志地方農業委員会連合会通常総会に引き続いて、地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、その中では、5月29から30日に北海道選出国會議員要請行動と全国農業委員会会長大会がありまして、北海道選出国會議員への要請内容の確認、後志から出た部分での確認を行いました。詳細の内容については、今後農業会議の理事会と常設審議会で検討し、当日に向けて整理していくということで確認をしております。また、5月には地方連の幹事会が予定されておりますので、その中でも要望書の最終的な内容協議を行う予定です。

会議終了後、参加者40名によりまして意見交換会が行われ、終了しておりますのでご報告いたします。

議 長

その他の報告について、事務局からお願いします。

事務局  
(谷口局長)

親谷委員の農業委員継続の件について、親谷委員ですが、この度、5月8日の改良区理事の任期をもって、改良区の理事を勇退されることになりました。農業委員についても辞めた方が良いのか、継続しても問題がないのかなど、相談を受けていた経過にありまして、親谷委員は改良区の推薦を受けて農業委員の届出をし、町長から任命された経過にありましたので、中井会長、西元代理、改良区事務局長の小川参事を含め、先日相談をさせていただいた経過にあります。

新制度では団体枠はありませんので、改良区の理事を勇退したとしても、制度上問題はないこと。

また、5月には離農する予定とのことですが、認定農業者は委員の過半以上となっており、本委員会は制度上、要件を満たさなくなる訳ではないこと。

過去、10年に渡り、農業委員を歴任され、委員会業務に精通しており、親谷委員の担当地区であります三和地区は、世代交代による担い手への農地の流動化がここ数年に渡り予定されていることから農地の最適化業務にお力をお借りしたいこと。

以上の内容など相談いたしまして、引き続き任期満了までは農業委員の業務を全うしていただけることとなりました。また、先日開催されました改良区の理事会の中でも満場一致で異議がないということで報告を受けたところでもあります。親谷委員には引き続きお力添えを頂きますようお願いを申し上げ、皆さんにご報告をいたします。

議 長

それでは、ここで親谷委員から一言いただきたいと思います。

(親谷委員)

本来でありますと、引退すべきであります。諸々の事情がありまして、任期中続けさせて頂くことになりましたので、よろしくをお願いします。

議 長

よろしくをお願いします。

続きまして、報告を事務局からお願いします。

事務局  
(谷口局長)

山麓の協議会総会の報告の中で、伊藤委員の方から話がありましたけど、乾事務局次長の方から法律の改正点の研修があり、皆さんのお手元に改正点の部分をお配りしておりますので、要点をかいつまんで、説明させていただきます。

農業経営基盤強化法・農地法の改正について、山麓の研修会の時の資料をご用意させていただきましたので、ご覧いただきたいと思います。今回の関係法令改正の背景には、全農地の約2割を占める相続未登記農地があるということ、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにして、近代化農業をするという部分が、今出てきているということで、農地法転用許可が、今の法律上では必要だと、この2点が背景にあり、法律の改正が国会の方に法案提出され、審議をされている状況であります。

まず一つ目、農業経営基盤強化法の一部改正案の概要についてということで、記載されておりますが、未相続登記の取り扱いに

についての記載であります。(1) 共有持分の過半を有する者の同意で足りるものとされている賃借権等の存続期間を20年に延長すると書かれております。現在の法律では5年であります。これをまず20年に延ばそうということで、それを(1)に書かれている。(2)ですが、共有者の不明農地に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例を、以下のとおり創設する。ということでありませう。過半の同意を確保できない農地が全国に51%半分くらいあると想定されているそうです。今の法律では、過半の同意が得なければ、5年以内要件の設定というのはできないということになっておりますので、その部分に特例を創設するという話です。①に記載されておりますが、あくまでも市町村が主体となって取り組むようになるようですが、農業委員会に対して探索を要請できるとなっているようです。それは、農業委員会の方で過度の負担とならないように、ある程度、公簿等でわかる範囲内で所有者を探すと、ということが町長から依頼されると、まず、①でもって過半になるまで、農業委員会で探してくれということになります。もし、過半以上探せれば、現状の法律でも問題ないですから、20年に延長することができる。ということになります。

問題は②、③ですが、探しましたが半分までいかなかったという場合は、知られている、見つかった者の中のすべての同意をもらう中で、中間管理機構の設定をすると、中間機構に一旦預けるということになります。所有者がそれでも現れなかった場合、後で所有者が現れた場合、現れなかった場合とあると思うんですけども、現れた場合、中間管理機構を一つ挟むことによって、改定への負担が減るという意味で、中間管理を挟むということらしいです。③中間管理機構を挟んだ中で公示を行うと、公示をしている期間中に異議が出なかった場合、みなしの同意を得て、全員の同意があったこととする。という中身になっているようです。よって、②・③を行うことによって20年の延長が可能になると、いう法案提出、案ですがそういう形の内容になっています。大まかな流れは資料2ページです。

資料3ページ農地法の一部改正案の概要について記載されておりますけども、底面がコンクリート等で覆われた農作物の栽培施設を農地に設置する行為は、農地転用に該当しないこととする等の措置を講ずる。という中身になっておまして、(3)農作物栽培高度化施設ということで、底面をコンクリートにして農作物を栽培する行為ということになりますが、変更等内容の欄を見ていただきたいとおもいますが、上から三つ目の農業委員会に届け出

て「農作物栽培高度化施設」の底面とするために農地をコンクリート等で覆う行為は農地転用には該当させない。内容になっております。最後の欄ですが、同施設において農作物栽培が行われていない場合には、農業委員会が農作物栽培を勧告することを可能にする。という中身になっております。右側に書かれていますが、想定される課題というのが載っておりまして、一番下、勧告に従わない場合無断転用になるのか。ということですが、4月20日農業新聞に書いてあったと思っておりますが、勧告をしたと、そして勧告後、農作物の栽培もされず、行っていた方がいなくなったと、現状復旧しない、応じることができないという状況になった時に、行政が代行執行して復旧する。そうした場合、所有者が負担することも検討しているという中身になっている。

資料4 ページ 3、認定農業者制度の運用改善ということで、蘭越も230名弱の認定農業者がいますが、今まではその町村だけで手続きをして、認定農業者の認定をしていたが、今のご時世ある経営体が町村をまたがって、いろんな所に農地を持って経営展開しているケースがあるので、その部分で制度の改正が行われるであろうと思われまます。まず一つは、今言ったように複数の市町村に対する認定申請が可能だと、一つの町村で認定したものを、公開することによって、他町村、農地のある町村についても効力を発することになるそうです。今まで、認定の判断基準、所得要件だとか営農要件だとか、いろんな部分で加味されながら認定をしていたが、認定の判断基準を所得に統一したということです。これは、いろんなケースを踏まえて、所得一本の方が認定しやすいという背景があります。6次産業化等による加工販売、その他関連付帯事業についても、収入、所得に入れることができるということでございます。

以上、山麓の研修会の中で法律の改正点の説明がありましたので、報告をさせていただきました。

続いて3点目、町の第4期生の研修生、野口さんがおりますが、野口さんは一年目の研修が終わりまして、今年から、研修農場の方で実践研修をして、来年度農業参入される予定です。

今年の9月ごろまでに農地を見つけたいと思っております。農業委員会の方でも新規就農者の野口さんの農地を見つけたいと思っておりますし、相談も受けておりました。野口さん個人が昆布の方に、農地を見つけたいという希望があったものですから、近藤委員の方に事前をお願いをして、昆布の方で、金黒さん新規就農で入っている人の隣、それと湯里の上の方にハーベスト

さんが耕作している農地があるのですが、高い所で借りられそうな場所がある。そこを野口さんに情報提供しました。

他にも良い場所があったら、情報提供をお願いしたい。5反以上ということで、トマトが10棟位建つと、トマト栽培なので水も必要になりますし、できれば、空家、住居になるような所が近くにあると良いと言っているので、良い情報があったら事務局の方で公表して頂ければと、よろしくお願ひします。

次回総会は、5月31日17時から行いたいのでよろしくお願ひいたします。

議 長

以上で、報告を終わります。

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて第11回農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時30分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印